

長崎県ケアラー支援推進計画(素案)に対するパブリックコメントの 募集結果について

「長崎県ケアラー支援推進計画(素案)」について、パブリックコメントを実施しましたところ、
貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

- 1 実施期間 令和5年12月28日(木)から令和6年1月22日(月)まで
- 2 募集方法 電子申請、郵送、ファクシミリ
- 3 閲覧方法 ・県ホームページに掲載
・県長寿社会課、県政情報コーナー(県庁県民センター内)
・各振興局行政資料コーナー
- 4 意見の件数 4件(2名)
- 5 意見の反映状況

区分	対応内容	件数
A	○素案に修正を加え反映させるもの	0
B	素案にすでに盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な対策を遂行する中 で反映させていくもの	2
C	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	0
E	○その他	2
計		4

6 提出された意見の主旨及び県の考え方

番号	該当項目	意見の主旨	対応区分	意見に対する県の考え方
1	項目指定なし	重複障害者の親としての視点から、障害児者、ケアラー、両者の支援として、環境調整された入所施設の整備を計画に盛り込んでいただきたい。 ケアラーとその当事者だけにメリットのある施策ではなく、そこで働いてくださる福祉関係者のみなさまも尊重される社会、全ては連鎖しているという理念のもと、ケアラー支援条例を発展させていただきたい。	E	・本計画は、高齢者介護・障害者ケア・子育て等の多分野が連携して取り組むべき施策を中心に構成し、個別分野施策については、各分野における計画に沿って、ケアラー支援に関する視点も取り入れながら推進を図ることとする旨を記載しています。 ・ご意見については、本計画と連携を図ることとしている「長崎県障害者基本計画」及び「長崎県障害福祉計画・長崎県障害児福祉計画」等において、地域で安心して生活できる社会の実現を目標に、適宜見直しを行いながら施策の推進に努めてまいります。
2	項目指定なし	障害福祉サービスにおける、行動支援の障害程度区分や利用制限をなくしてほしい。	E	・また、ケアラーの抱える課題が多様であることから、条例の主旨に沿って、市町、事業者、支援に関わる関係機関、県民の皆様等のご理解とご協力のもと、それぞれの責務や役割を果たし相互に連携を図りながら、「ひとりにしない、社会で支える」仕組みの構築に取り組んでまいります。
3	計画全体	離職防止対策に関わる専門家を集めプロジェクトチームを作って欲しい。	B	・本計画において、仕事とお世話の両立支援は大きな課題と位置づけており、条例第7条に規定する事業者の役割に鑑み「就労しているケアラー」への支援策について、プロジェクトチームの編成に関するご意見も参考にしつつ、事業者や専門職の皆様の協力のもと、推進してまいります。
4	項目指定なし	(仮称)「ケアラーよろず相談連携室」を作り、ひとつの窓口で相談を受け、医療や福祉、介護保険など必要な機関と情報共有しながら連携する役割の窓口を設置してほしい。	B	・ご意見のとおり、本計画では、ケアラー自身を主体と捉えた相談支援体制を、身近な地域で構築することを目指しています。 ・ケアラー支援に関する相談が、身近な地域のいずれかの窓口につながれば、地域のなかで複数の機関や部署が横断的に関わりながら対応が進められるよう、各市町の実情に応じた、より相談しやすい環境づくりを進めてまいります。